

東 労 発 基 第 1052 号
平 成 27 年 12 月 21 日

各団体代表者 殿

東京労働局長



雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての
留意事項の改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、雇用管理に関する個人情報のうち労働者の健康に関する情報(以下「健康情報」という。)の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」について事業者が留意すべき事項を、平成16年10月29日付け基発第1029009号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(以下「留意事項通達」という。)により示しているところです。

今般、平成26年6月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)」により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導の実施及び面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたこと等を踏まえて、留意事項通達について所要の改正を行い、平成27年12月1日より適用することとしました。

改正点は別紙1の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙2のとおりですので、これに基づき、労働者の健康情報が適正に取り扱われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。